

川崎市自治推進委員会 ニュースレター



Vol. 1 / 平成25年1月
川崎市総合企画局自治政策部



平成24年12月3日（月）川崎市自治推進委員会（第4期）がスタートしました。

川崎市自治推進委員会は、川崎市自治基本条例第33条に基づき、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議することを目的に設置された委員会です。委員会は公募市民と有識者の計6名で構成されています。

これまでに第1期～第3期が設置され、それぞれ報告書を取りまとめました。今回設置された第4期の委員会は、平成24年12月から平成26年3月までの任期です。

委員会の開会にあたって、阿部市長から、「川崎市では『行財政改革の推進』と『総合計画の着実な推進』、『自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり』を市政運営の3本柱に据えて取組を進めてきました。自治推進委員会では、委員の皆様方からそれぞれの経験や立場で意見をいただきながら、自治基本条例全体について適切な取組を進めていきたいと思っています。委員会での議論が自治基本条例の推進につながり、市民にとって暮らしやすい地域社会の実現に結びつくものと考えています。」とのあいさつがありました。



委員の顔ぶれ

委員の互選により、名和田 是彦委員が委員長に、谷本 有美子委員が副委員長に選任されました。

名和田 是彦委員長

法政大学法学部教授



第3期から引き続き委員として関わっていますが、自治基本条例の策定が流行になって、策定したら終わりという自治体も多い中、非常にまじめで理念的な取組だと感心しています。こういう委員会をつくり、運用しているということで、今期も重大な任務をいただいたと思っています。

谷本 有美子副委員長

拓殖大学政経学部講師



自治基本条例そのものについて非常に関心があります。特に神奈川県内で自治基本条例を策定している自治体が多く、その策定過程等を見てきているので、そういった側面からお役に立てれば良いと思っています。

小倉 敬子委員

公益財団法人かわさき市民活動センター理事長



外国人支援、市民文化の推進に関するNPO法人で活動してきました。「協働」を市民活動団体が活動を広めていくツールにしたり、責任をもって関わるために、この委員会を通じてより多くの市民に「協働」について認識してもらえるような施策が広げられれば良いと思っています。

恒川 康夫委員

市民委員（宮前区）



町会、自治会に関わっていないと本当の意味での自治のまちづくりはできないと思い、町内会の副会長として、良いまちづくりに努めています。委員会で大いに勉強し、地元に還元していきたいと思っています。

松本 玲子委員

市民委員（中原区）



活動を継続していくには後継者をつくらなければいけません。人材育成や皆で課題を共有して取組を推進していくには、やはり市民自治を知らないとなかなか進めていけないので、委員会でよく学びたいと思います。

横山 滋委員

市民委員（高津区）



私自身、ものづくりを基盤に、それを踏まえ、働くこと、社会福祉という問題に、町内会や住民自治の活動をベースに取り組んでいきたいと考えています。この委員会は初めてですが、以前から注目していたので、積極的に考えていきたいと思っています。

第4期では、“自治基本条例に基づく取組の総合的な評価”をテーマに調査審議します。

第4期委員会の調査審議事項

- ①自治運営に関する制度等の運営状況について
- ②これまでの委員会報告を踏まえた取組の実施状況について
- ③自治基本条例に基づく取組の総合的な評価について

川崎市自治基本条例では「情報共有・参加・協働」を自治の運営の基本原則として定めています。第1期では「情報共有」、第2期では「参加・協働」を、第3期では「参加・協働の拠点としての区役所」をテーマとして調査審議してきました。

第4期では、自治基本条例の制度・仕組みの運営状況を全般的に把握するとともに、これまでの自治推進委員会の報告を踏まえた取組の実施状況について調査審議していきます。さらに、それを踏まえて、委員会設置期間中に制定から10年を迎える自治基本条例について、条例に基づく取組の総合的な評価に関する調査審議を行います。

第1回委員会での主な意見

第1回委員会では、委員会の目的や審議の進め方、現在実施している自治基本条例に関する市民意識調査等の調査内容について事務局から説明・報告がありました。これについて、委員で議論・確認を行い、次のような意見が出されました。



■区民会議について

- 区民会議は自治基本条例の核である。7区の地域課題は様々あると思うが、そのまちづくりをどう進めて、良い川崎市にするかということ自治推進委員会で議論していきたい。
- 他区の区民会議の情報がなかなか入ってこない。区によって取組内容に違いがあり、非常に勉強になる。それらを共有化するための横のネットワークが必要である。
- 区民会議が地域にとって役立っていることなどもっと一般のメディアを使って、広報したほうが良い。例えば、新聞の川崎版に掲載するだけでも啓発になる。

■市民活動等に対する意識の醸成について

- 様々な市民活動が行われているが、なかなか市民に伝わらない。市民活動は地域に根付くことがポイントだと思っているので、意識の醸成が重要である。
- 生涯学習が市民活動のベースになり、地域活動や区民会議に発展する。市民館も、区役所他の部署も連携して取組を推進していくべきであり、職員の意識改革と市民が行政を十分に活用できる土壌づくりが必要である。

■市民活動等と企業の関わりについて

- 川崎市の自治基本条例の特徴としてCSR(企業の社会的責任)が規定されており、過去の委員会においても事業者との協働の推進が提言されている。地域の課題解決において、企業が専門性を活かし関わることで、より違った課題解決ができる。これまでの取組を検証したい。
- 中小企業の地域との関わりへの道筋を提案できると良い。
- 市民活動と企業の関わりにおいて、お互いにラブコールが少なすぎる。関わり方について考えていきたい。

第4期委員会の調査審議スケジュール

H24年度	H24.12.3 第1回自治推進委員会
	○委員会の開催(任期中に5回程度) 委員会の審議内容については、市ホームページへの掲載やニュースレターの発行等を通じて随時周知。
H25年度	報告書のとりまとめ
	3月下旬 報告書を提出
H26年度以降	報告書内容を踏まえた必要な取組の検討・実施

第2回委員会について

【日時】

平成25年3月25日(月)15:30~17:30
高津市民館 第4会議室

【議題】

○条例に基づく市の制度・施策の運営状況についての調査審議

※傍聴が可能(先着10名)ですので、興味のある方は、ぜひお越しください。

発行/
お問い合わせ先



川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044(200)2168 FAX 044(200)3800 メールアドレス 20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページもあわせてご覧ください。

川崎市自治基本条例



※市の電子メール配信サービス「メールニュースかわさき」の「かわさき自治マガジン」からも最新情報をお届けしています。



川崎市自治推進委員会 ニュースレター



Vol.2 / 平成25年3月
川崎市総合企画局自治政策部



第2回委員会では1 自治基本条例に基づく市の制度等の運営状況について、2 「事業者の社会的責任(CSR)」及び「情報共有」に関する取組について、それぞれ審議しました。

平成25年3月25日に開催した第2回川崎市自治推進委員会では、自治基本条例(以下条例)に基づく市の制度等の運営状況とともに、第1回委員会で決定した調査審議項目のうち、第8条に関連する「事業者の社会的責任(CSR)」、同じく第23~27条に関連する「情報共有」に関する取組について、これまでの取組状況等を踏まえつつ、意見交換を行いました。



川崎市自治推進委員会とは？

条例第33条に基づき、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議することを目的に設置された委員会です。委員会は公募市民と有識者の計6名で構成されています。

これまでに第1期~第3期が設置され、それぞれ報告書を取りまとめました。今回設置された第4期の委員会は、平成24年12月から平成26年3月までの任期となっています。

第2回委員会に先立ち、小委員会を行い、調査審議事項を2項目追加しました。

第2回自治推進委員会に先立ち、平成25年1月30日に小委員会を開催し、条例に基づく市の制度、施策の運営状況について、条文ごとに取組をまとめ、それをもとに今後の委員会において重点的に調査審議する項目について、委員間で議論し、論点や課題の洗い出しを行いました。

その結果、第1回委員会で決定した事業者の社会的責任(CSR)、情報共有、参加、協働、区民会議の5項目に加え、コミュニティと評価を加え、7項目を調査審議項目としました。

調査審議事項(下線のある項目は新たに追加した2項目)

- 1 事業者の社会的責任(CSR)について(条例第8条関連)
- 2 情報共有について(条例第23~27条関連)
- 3 参加について(条例第28~31条関連)
- 4 協働について(条例第32条関連)
- 5 評価について(条例第17条関連)
- 6 区民会議について(条例第22条関連)
- 7 コミュニティについて(条例第9条関連)



条例に基づく市の制度等の運営状況について確認し、意見交換を行いました。

事務局からの「条例に関する制度等の運営状況」の説明に基づき、これまでの取組や評価の視点等について、意見交換を行いました。その中でも特に、条例第10~12条に関連する「議会」を中心に意見が出されました。

議会に関する主な意見

・議会改革のポイントは3つ。議会改革のスピード、実行力。それと議会が速い存在であること。夜の議会報告会を開けないものか。

・議会は条例制定権を持っているが、条例制定時に特に関係する方々と十分な意見交換、情報提供をしてほしい。

・議会に市民がアプローチをしていく場づくりが必要。
・市民が議員とともに議案を考えていく場づくりをしていく取組は、特に大都市部において今必要なことだと思う。

「事業者の社会的責任(CSR)」及び「情報共有」に関する取組について

意見交換を行いました。

「事業者の社会的責任(CSR)」では、主に市が事業者として果たすべき役割、大学・高校との連携について、「情報共有」では、主に情報共有の役割、ソーシャルメディアの活用方法、今後議論していくことになるコミュニティに関連することについて、意見が出されました。

事業者の社会的責任(CSR)に関する主な意見

【事業者としての市役所のCSR】

- ・市が国連グローバルコンパクトに登録をし、川崎独自の「かわさきコンパクト」をつくっているが、市民にはマイナーである。
- ・この理念は行政の中で基本になっているので、そういうことを周知させていく必要がある。市民や中小企業への「かわさきコンパクト」の周知も必要。
- ・市が指定都市として全国に先駆けて公契約条例を導入したことは素晴らしい。これをどのように改善させながら、より良いものにしていくかというところが必要ではないか。

【大学・高校との連携】

- ・大学との連携は学生を指導する教員が市とどれだけ事業を一緒にやれるかにかかっている。
- ・大学生が地域と連携が取れて顔見知りになることや、他世代の人たちと同じ目的をもって活動できるということは素晴らしい。
- ・若い人の参加が課題なので、高校生が地域に関わるような仕組みづくりが検討できないだろうか。

【防災における事業者との連携】

- ・防災との関係で、事業者が地域とどのように関わっていくかは大きな課題である。

【行政内部の仕組みづくり】

- ・CSRの取組が行政内部で共有されず不十分な面があることに対しては、事務的な仕組みをつくるしかない。そして、市長が強い意志を持っているということ。それから法律等の後ろ盾があること。事務的なルールが確立されないと理念だけでは継続できないと思う。

情報共有に関する主な意見

【情報共有の役割】

- ・条例で、市民に情報提供をするという仕組みがあり、市政に参加できることを訴えているが、かわさき市民アンケートから、当の市民がそこに対する問題意識を持っていない部分を読み取れる。本委員会として考える必要がある。
- ・情報共有の役割は、暮らしの利便性を高めることと、参加の前提となること。情報の問題も参加の条件としての情報ということを考える必要がある。

【きっかけとなる情報提供の手法】

- ・まちづくりは自分の住んでいる周りの問題からスタートしていかないと市民は無関心になってしまう。市民だけでできないことは行政と協力して行うという認識は持っているので、その意識をどう活かすか。
- ・20、30代の女性がまちづくりに参加するきっかけや活動内容が浸透していない。活動に参加できるように、広報の仕方を考えないと、行政任せになってしまう。
- ・町内会、自治会は地域コミュニティの核。若い人が参加する仕掛けをどうつくるかということがやはりコミュニティの原点だと思う。

【ソーシャルメディアの活用】

- ・市全体で活用することは大変なので、例えば、子育て世代をターゲットに、地域に関する情報交換を行政と地域で展開をしていくことは、事例的な試みとして面白いのではないか。
- ・現在、市では子育て支援のグループが子育て支援センターで網羅されている。そこでは乳幼児、未就学児のお母さんが集まるので、紙媒体とともに時々口頭で情報発信するという方法も効果的ではないか。

第4期委員会の調査審議スケジュール

H24年度	H25. 3. 25 第2回自治推進委員会
H25年度	○委員会の開催(第3回5月、第4回7月、第5回10月) 委員会の審議内容については、市ホームページへの掲載やニュースレターの発行等を通じて随時周知。
	報告書のとりまとめ
	3月下旬 報告書を提出
H26年度以降	報告書内容を踏まえた必要な取組の検討・実施

第3回委員会について

【日時・場所】

平成25年5月30日(木) 16:00~17:30
高津区役所

【議題】

- 参加について(条例第28~31条関連)
- 協働について(条例第32条関連)
- 評価について(条例第17条関連)

※傍聴が可能(先着10名)ですので、興味のある方は、ぜひお越しください。

発行/
お問い合わせ先



川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044(200)2168 FAX 044(200)3800 メールアドレス 20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページもあわせてご覧ください。

川崎市自治基本条例



※市の電子メール配信サービス「メールニュースかわさき」の「かわさき自治マガジン」からも最新情報をお届けしています。

川崎市自治推進委員会 ニュースレター



Vol.3 / 平成25年5月
川崎市総合企画局自治政策部



第3回委員会では、1「参加」に関する取組について、2「協働」に関する取組について、3「評価」について、それぞれ審議しました。

平成25年5月30日に開催した第3回川崎市自治推進委員会では、第1回委員会及び小委員会において決定した7つの調査審議事項のうち、第28条～31条に関連する「参加」、第32条に関連する「協働」、第17条に関連する「評価」について、これまでの取組状況等を踏まえつつ、意見交換を行いました。

今期委員会における調査審議事項

- ① 事業者の社会的責任（CSR）について（条例第8条関連）
- ② 情報共有について（条例第23～27条関連）
- ③ 参加について（条例第28～31条関連）
- ④ 協働について（条例第32条関連）
- ⑤ 評価について（条例第17条関連）
- ⑥ 区民会議について（条例第22条関連）
- ⑦ コミュニティについて（条例第9条関連）

今回の調査審議事項



「参加」に関する取組について意見交換を行いました。

「参加」に関する取組について、自治基本条例に基づく制度・仕組みの運営状況について確認し、主にパブリックコメント手続、審議会等における市民委員の公募、住民投票制度、「参加」の多様な機会の整備と体系化について、意見が出されました。

参加に関する主な意見

【パブリックコメント手続について】

- ・パブリックコメント手続が行われる段階になると、内容がかなり完成度の高いものになっており、そこまで至らない段階で意見が言える機会を確保することも重要ではないか。
- ・市民参加型フォーラム等のように、直接話をして意見が言える参加の仕組みを確保しておくことも重要である。
- ・インターネットでパブリックコメント手続を行うというのが今の時代だが、紙媒体で区役所や市民館で目に訴えるような情報公開の仕組みも、引き続きパブリックコメント手続を活かすためにも大事なことだと思う。

【審議会等における市民委員の公募について】

- ・市政だより等で公募する際には、市民委員は市民としての意見を盛り込む役割があることを強調するなど、市民が関心を持てるような広報の工夫が必要。
- ・公募と言っても、一般の感覚からいうと参加のハードルは高い。まず区民会議の委員の公募をもっと増やして、地域課題の問題から市民が慣れていくような仕組みが必要ではないか。
- ・審議会等における市民委員の公募の有無等の状況を分析することで、市民に参加しやすいテーマが分かるのではないか。

【住民投票制度について】

- ・住民投票の制度が条例化されているが、その実施を市民から要望するのはハードルが高い。
- ・川崎市は市域が縦に長く、それぞれの地域によって自然環境に違いがあり、環境問題で住民投票を考えても全市的に適用されるのは難しいのではないかと。その点で市民参加の面からも住民投票条例のテーマや運用の仕方、区民会議との関係等が課題になると思う。

【「参加」の多様な機会の整備と体系化について】

- ・多様な参加の機会の整備が、新たに参加をする市民の掘り起こしの機会を少なくしている印象がある。参加の場を体系化していく必要があるのではないかと。

【その他の意見】

- ・幅広い層の参加について、20代、30代の女性がなかなか参加できない状況にあり、状況に応じて子育て支援や参加の際の保育対応を行うなどが必要。

「協働」に関する取組について意見交換を行いました。

協働に関する取組について確認し、主に「協働型事業のルール」の原則に則った運用や時代状況の変化に合わせた協働の見直しの必要性、協働の定義の明確化・体系化などについて、意見が出されました。

協働に関する主な意見

【「協働型事業のルール」の6原則に則った運用】

- 市民活動団体との協働において、協働型事業のルールに則っていない例が多い。必ずしも協定書を結ばなくてもよいが、行政と市民活動団体の双方が協働型事業のルールを認識していることが重要である。
- 協働型事業においては、役割分担をきちんとさせることが重要。
- 市民としても責任をもって協働していくためには、協定を結んだ上で、地域課題解決に取り組んでいく事が必要。

【時代状況の変化に合わせた協働の見直しの必要性】

- 協働型事業のルール策定の当時と比べて、時代の状況や背景が変わり、多様な協働の仕方が生まれてきていると思う。
- 協働の定義を見直し、多様化したニーズや考え方を再検討する時期にきているのではないかな。

【協働の定義の明確化、体系化】

- 市民活動団体等以外の主体との協働が活性化してきている。それらの主体との関わり方を明確化し、分かりやすいように体系化していく事が必要ではないかな。

【参加から協働へのステップアップ】

- まちづくりへ市民が参加するきっかけが来ると、次のステップが協働になっていく。市民が参加しやすい協働というものに関心を持ってもらう仕掛けが必要。

【協働を推進するための工夫】

- 協働型事業を行う時のチェックシートを開発することで、日々の業務の中で、協働マインドを持つために、具体的に何をすればよいのか示されるのではないかな。

【その他の意見】

- 地域コミュニティをどうまちづくりに活かしていくかという意味での協働になってくると協定を結ばばよいということではなく、顔の見える協働にしていくことが大事。
- 区民の方が参加しやすい協働というものに関心を持っていただくことが重要である。仕掛けをうまくやればもっと発展していくのではないかな。

「評価」について意見交換を行いました。

評価制度の目的及び仕組みについて確認し、主に評価の分かりやすさ、取り組みやすさ及び評価の内容をいかに事業の改善などに結び付けていくかについて、意見が出されました。

評価に関する主な意見

【評価の分かりやすさ、取り組みやすさ】

- 市民に分かりやすく評価結果を公表することが重要である。複数の委員が外部評価したものを1枚のシートにすれば市民には分かりやすいと思う。
- 市民としても参加、協働した後の結果を知るべきであり、市民も評価するという文化を育む必要がある。そのためには、評価に組みやすさをする必要がある。

【評価を事業の改善に結び付ける重要性】

- PDCAのサイクルではチェックした後に、次のアクションにつなげる仕組みが重要である。段階ごとのチェックの方法と、次のアクションの時に、評価の結果、何が変わったかを明らかにすることが必要。

【その他の意見】

- マイナスの評価ばかりではなく、プラスの評価を表に出していくとステップアップ出来るのではないかな。

第4期委員会の調査審議スケジュール

H24年度	H24.12.3	第1回自治推進委員会
	H25.3.25	第2回自治推進委員会
H25年度	H25.5.30	第3回自治推進委員会
○委員会の開催（第4回7月18日、第5回10月） 委員会の審議内容については、市ホームページへの掲載やニュースレターの発行等を通じて随時周知。		
報告書のとりまとめ		
3月下旬 報告書を提出		
H26年度以降	報告書内容を踏まえた必要な取組の検討・実施	

第4回委員会について

【日時・場所】

平成25年7月18日(木)16:00～18:00
高津市民館 11階 視聴覚室

【議題】

- 区民会議について（条例第22条関連）
- コミュニティについて（条例第9条関連）

※ 傍聴が可能(先着10名)ですので、興味のある方は、ぜひお越しください。

発行/
お問い合わせ先



川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-20012168 FAX 044-20013800 メールアドレス 20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページもあわせてご覧ください。

川崎市自治基本条例



※ 市の電子メール配信サービス「メールニュースかわさき」の「かわさき自治マガジン」からも最新情報をお届けしています。

川崎市自治推進委員会 ニュースレター



Vol.4 / 平成25年8月
川崎市総合企画局自治政策部



第4回委員会では、1「区民会議」について、 2「コミュニティ」について、それぞれ審議しました。

平成25年7月18日に開催した第4回川崎市自治推進委員会では、第1回委員会及び小委員会において決定した7つの調査審議事項のうち、第22条に関連する「区民会議」及び第9条に関連する「コミュニティ」について、これまでの取組状況等を踏まえつつ、意見交換を行いました。

今期委員会における調査審議事項

- ① 事業者の社会的責任（CSR）について（条例第8条関連）
- ② 情報共有について（条例第23～27条関連）
- ③ 参加について（条例第28～31条関連）
- ④ 協働について（条例第32条関連）
- ⑤ 評価について（条例第17条関連）
- ⑥ 区民会議について（条例第22条関連）
- ⑦ コミュニティについて（条例第9条関連）

今回の調査審議事項



「区民会議」について意見交換を行いました。

「区民会議」の制度・仕組みの運営状況やこれまでの各区での取組を確認するとともに、平成25年2月に行われた区民会議交流会での意見交換会における意見を参考に、今後の方向性について、主に区民会議の認知度の向上、実効性を持たせるために必要なこと、区民会議の委員の確保、まちづくり推進組織との役割の違いについて、意見が出されました。

区民会議に関する主な意見

【区民会議の認知度の向上】

- 各区のホームページなどによる区民会議の広報が、もう少し工夫されていると分かりやすい。
- 委員の所属団体の関係者などに対して、区民会議の情報が伝わる仕組みがあると、より効果的な広報ができるのではないかと。
- 委員任せにするのではなく、事務局なりの工夫が必要。
- 区民会議での取組や開催日程などの情報をアピールする方法として、タウン紙や一般紙など、メディアをうまく活用することが必要。
- 区民会議提案事業は、区民会議発の取組、かつ、様々な活動団体や区役所との連携・協働の取組だと分かるようなアピールや仕掛けが必要。
- 長期間継続して活動している姿を見せなければ、次第に認知されてくると思う。

【実効性を持たせるために必要なこと】

- 団体の代表として参加する委員が、調査審議の結果を各団体に、フィードバックして活動に取り組む、ということが重要だと感じる。
- 区民会議は調査審議機関なので、提案を実行につなげていくためには、調査審議の結果が協働につながるというルートの確立が必要。

【区民会議委員の確保】

- O/Bの活用をどう考えるかが、1つの大事なテーマではないかと思う。
- 区民会議が継続性をもってやっていくため、関係する各団体が常時参加できるような仕組みづくりが、今後の課題ではないかと思う。

【まちづくり推進組織との役割の違い】

- 区によっては、まちづくり推進組織のメンバーが、区民会議の委員になっていて、それぞれの取組がフィードバックされるなど、相乗効果が生まれていると感じる。
- まちづくり推進組織が、区民会議での議論を尊重し、うまく吸収して、その提案を協働により活用していくことが大事だと思う。

【その他】

- 傍聴者がいると励みになるので、傍聴者の参加も重要な要素だと思う。
- 区民会議に参加したことで、団体間のネットワークが広がり、他の団体の活動を知ること、活動に幅が出たと思う。
- 事務局の適切なアドバイスや情報・資料提供により、議論が活性化するので、事務局の進め方は大切だと思う。
- 行政計画などについて、地域全体のこととして、区民会議に意見を求めるという考えもあるのではないかと。

「コミュニティ」について意見交換を行いました。

「コミュニティ」に関する取組について確認し、主に町内会・自治会の活性化、市民活動団体の活性化、町内会・自治会とその他の団体のマッチング、コーディネートの担い手・求められる役割などについて、意見が出されました。

コミュニティに関する主な意見

【町内会・自治会活動の活性化】

- 町内会・自治会の役員会に民生委員やPTA役員などが出席することで、顔の見えるまちの第一歩となっている。
- 町内会・自治会にもっと興味を持ってもらう必要がある。
- 町内会・自治会は民間組織で、合意に基づいて加入しているので、大事な役割を果たしていることを、きちんと伝える必要があると思う。
- 町会費が、管理費と一緒に引かれているマンションの住人は、加入しているという認識がない。加入率の数値以上に、関心度は低いと思う。
- 良い取組や成功体験を、ロコミニなどで広げていくことが大事。

【市民活動団体の活動の活性化】

- 協働型事業の事例集に掲載する事例を積み重ねていくことで、市民活動団体が行政との付き合い方を学べる。
- 連携・協働に関する事例を、紙媒体により、町内会・自治会で紹介してもらおうと思う。

【町内会・自治会とその他の団体とのマッチング】

- 都市型コミュニティ検討委員会の報告に基づいて市が行ったモデル事業では、町内会・自治会と市民活動団体との間で、顔が見える関係ができたと思う。

- 町内会・自治会側と市民活動団体側のマッチングは、仕掛ける人がいないと難しい。かわさき市民活動センターや川崎市市民自治財団がその役割を担うことになるのではないかな。
- 町内会・自治会の中にも、限られた回数だけの協力ならできるという人に対して、コーディネート役がいれば、声掛けができると思う。
- マッチングの仕掛けを継続的にやっていくことが大事だと思う。
- 予算ありきではなく、よい取組に予算をつけていくという発想が必要。

【コーディネートの担い手、求められる役割】

- 地域にコーディネート役が現れるまでの間は、町内会・自治会と市民活動団体の情報をもっている区役所が、その役割を担うことができるのではないかな。
- 市民活動団体の活動全てに行政が関わる必要はないが、コーディネート機能として区役所に地区担当制度があってもよい。
- コーディネートを担う人材探しは難しいが、地元をよく知っている人がつとめるのがいいので、民間からも探していく必要がある。

【コミュニティ意識の醸成】

- 地域のつながりは、醸成されるのに時間がかかるので、きっかけづくりをこまめに行うことが大事。
- 学校の授業での取組など、小さい時から大人と一緒に、地域に関わり、活動することは、大事なことだと思う。



今期委員会の調査審議スケジュール

H24年度	H24.12.3	第1回自治推進委員会
	H25.3.25	第2回自治推進委員会
H25年度	H25.5.30	第3回自治推進委員会
	H25.7.18	第4回自治推進委員会
	H25.10.9	第5回自治推進委員会
報告書のとりまとめ		
3月下旬 報告書を提出		
H26年度 以降	報告書内容を踏まえた必要な取組の検討・実施	

第5回委員会について

【日時・場所】

平成25年10月9日(水)15:00～17:00
高津市民館 12階 第6会議室

【議題】

- 条例に基づく取組の総合評価について
- 報告書骨子の確認

※ 傍聴が可能(先着10名)ですので、興味のある方は、ぜひお越しください。
※ 委員会の審議内容については、市ホームページへの掲載等を通じて随時周知します。

発行/
お問い合わせ先



川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044(200)2168 FAX 044(200)3800 メールアドレス 20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページもあわせてご覧ください。

川崎市自治基本条例



※ 市の電子メール配信サービス「メールニュースかわさき」の「かわさき自治マガジン」からも最新情報をお届けしています。

川崎市自治推進委員会 ニュースレター



Vol.5 / 平成25年11月
川崎市総合企画局自治政策部



第5回川崎市自治推進委員会では、報告書骨子の確認を行い、川崎市自治基本条例に基づく取組の総合評価について審議しました。

平成25年10月9日に開催した第5回川崎市自治推進委員会では、小委員会において検討した報告書の骨子案の確認を行った上で、第2章及び第3章に記載する内容について意見交換を行いました。

今期委員会における調査審議事項

- 条例に基づく市の制度・施策の運営状況についての調査審議
- 委員会報告の進捗状況に基づく個別事項の調査審議
 - ・ 事業者の社会的責任（CSR）について（条例第8条関連）
 - ・ 情報共有について（条例第23～27条関連）
 - ・ 参加について（条例第28～31条関連）
 - ・ 協働について（条例第32条関連）
 - ・ 評価について（条例第17条関連）
 - ・ 区民会議について（条例第22条関連）
 - ・ コミュニティについて（条例第9条関連）
- 報告書骨子の確認
- 条例に基づく取組の総合評価について

今回の調査審議事項

■ 今期委員会は以下の日程で調査審議しました。

H24年度	H24.12.3	第1回自治推進委員会
	H25.3.25	第2回自治推進委員会
H25年度	H25.5.30	第3回自治推進委員会
	H25.7.18	第4回自治推進委員会
	H25.10.9	第5回自治推進委員会
報告書のとりまとめ		
3月下旬 報告書を市長に提出		
H26年度以降	報告書の内容を踏まえた必要な取組の検討・実施	

報告書骨子の確認について

今期の自治推進委員会報告書には、次の骨子のとおり、第1章に当委員会の設置目的や調査審議事項などを、第2章に条例に基づく運営状況等を、また、第3章に今期委員会における調査審議結果を踏まえた、条例に基づく取組の総合的な評価を記載することとしました。

報告書骨子

はじめに

目次

第1章 川崎市自治推進委員会

- 1 川崎市自治基本条例
- 2 川崎市自治推進委員会の設置目的
- 3 第4期委員会の調査審議事項

第2章 川崎市自治基本条例に基づく取組状況等

- 1 調査審議の背景と調査結果概要に関する説明
- 2 条文の設置目的や条例に基づく制度・仕組みの運営状況について条文ごとに記載
- 3 個別審議事項の取り扱い
以下の7つの個別審議事項による審議内容については、該当する条文に関連する囲み記事として記載

第8条(事業者の社会的責任)、第9条(コミュニティ)、第17条(評価)、第22条(区民会議)、第23条～27条(情報共有)、第28条～31条(参加)、第32条(協働)

第3章 川崎市自治基本条例に基づく取組の総合的な評価

- 1 第4期委員会での調査審議結果を踏まえた川崎市自治基本条例の総合評価
- 2 今後、推進していくべき個別事項について

参加、協働、コミュニティ、区及び区民会議、情報提供



第5回自治推進委員会

川崎市自治基本条例に基づく取組の総合評価について

条例に基づく取組の総合的な評価として、「参加」、「協働」、「コミュニティ」、「区及び区民会議」及び「情報提供」の5つのテーマについて(1)取組状況の確認、(2)課題、(3)今後の方向性・提案の3つの視点から審議を行いました。この中では、主にパブリックコメント制度、協働型事業の手续、様々な世代の参加促進、区民会議の委員構成や委員の任期などの在り方について意見が出ました。

参加に関する主な意見

- 行政の様々な取組に対して声を上げることによって様々な反響があれば、より一層市民が参加することになると言える。意見を出すことに意味があると市民が分かるような仕組みや成功体験が必要である。
- パブリックコメント手続の結果、市民の意見がどのようにくみ取られ、反映されたのかが広く市民にアピールされてもいいのではないかと。
- パブリックコメント制度に対する市民的な関心が高まる必要があると思う。
- パブリックコメント手続を行う前段階として、出前講座などの機会を使って行政から説明するなど、市民の意見や希望が出せるということを感じられるような、PRが必要だと思う。
- パブリックコメント制度の年次報告書のようなものがあると面白い。

協働に関する主な意見

- 活動資金の調達について、補助金や委託金など多様化している中で、市民も自発的に資金源の検討をすべきではないか。
- 地元の団体が公共施設の指定管理者になるケースが増えている。指定管理料は地域にとって身の丈に合った資金源であり、その施設は身の丈に合った活動拠点であると思う。
- 協働について検討・実践するに当たって、市民同士の協働と行政と民間の協働は、違う問題として意識すべきである。
- 協働で行う事業は、行政の資金を使うので、責任・公正さを担保するためには、申請時等における書類提出などの手続が必要なのは理解できるが、慣れていない市民にも分かりやすいものにしてほしい。
- 地域、行政、いろいろな団体を連携させることが、協働をうまく進める第一歩であり、その連携を担うコーディネータの役割が大事だと思う。
- 市民自主企画・自主学級では、市民と市民館の担当の職員が一緒になって1つの事業をつくっていて、協働の学びの場となっている。職員も協働型事業であるとしっかりと認識することが必要。



コミュニティに関する主な意見

- まちづくりの分野においても、地区まちづくり育成条例のようなコミュニティを支援する仕組みがあり、川崎市でも実績が出始めていると思う。
- 若い人は、子育てサロンの出前講座などを通じて、防災の知識を学んでいる人もいるが、地域の防災訓練に参加したことがない人が多い。防災訓練の際に、子育て中の方や高齢者なども一緒に取り組めるような活動が望まれる。
- 高齢化が進むにつれて、高齢者のニーズに合わせた活動が多くなるので、若い人のニーズに合わなくなる。若い人が振り向くような活動が必要であるし、子どもの時から育成をしていくことによって、子どもの親など若い人も巻き込んでいく必要がある。
- 防災訓練の際に、1つの町会だけで行うのではなく、小学校区単位の町会連合で取り組むというような企画が、次のステップとして必要になってくる。
- 町内会・自治会の単位よりもっと大きな単位で取り組むことが機能的なため、小学校区を新しい地域コミュニティとして考えても良いのではないかと。

区及び区民会議に関する主な意見

- 団体代表の委員は、区民会議での審議結果を所属する団体に持ち帰って、実行する役割を期待されているが、会議の中では、団体を背負っているために、歯切れのいい発言が出来なくなるという側面があるのではないかと。
- 各区で区民会議の報告会が開かれるようになってきているが、報告会だけで終わっている。区民会議は、これで良いのかということをも自分たちで点検して総括するようなことも必要ではないかと。
- 区民会議で設定する審議テーマについて、ハードに関するものが含まれず、ソフトやコミュニティといった話題に限定されているように感じる。
- 区民会議の認知度を上げるためには、何でも話しやすいような環境にして、区民が興味を持つような区民会議にしていく必要がある。
- 評価まで行うには、任期2年ではサイクルが短すぎる。少なくとも3年は必要なのではないかと。

情報提供に関する主な意見

- パブリックコメント制度の広報をするときに、意見がどのように計画等に反映されたのかなどについて、市のホームページ等で公表していることについて、市民へ丁寧に案内すると良いと思う。

発行/
お問い合わせ先



川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044(200)2168 FAX 044(200)3800 メールアドレス 20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページもあわせてご覧ください。

川崎市自治基本条例



※市の電子メール配信サービス「メールニュースかわさき」の「かわさき自治マガジン」からも最新情報をお届けしています。

川崎市自治推進委員会ニュースレター Vol.5/平成25年11月